

4

令和6年第5回
多治見市議会定例会
議案説明資料

令和6年11月22日

目次

報第23号	専決処分の報告について	1
報第24号	専決処分の報告について	1
報第25号	専決処分の報告について	1
報第26号	専決処分の報告について	1
承第4号	専決処分の承認を求めるについて	
1	令和6年度会計別補正予算表	2
2	令和6年度一般会計予算（補正第4号）の主要内容	2
3	令和6年度一般会計税等内訳一覧表	3
4	財政判断指数の見込み	4
議第99号	機構改革に伴う関係条例の整備に関する条例を制定するについて	5
議第100号	多治見市上下水道事業経営審議会設置条例を制定するについて	7
議第101号	多治見市児童、生徒の通学費補助に関する条例を廃止するについて	8
議第102号	多治見市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正するについて	9
議第103号	多治見市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正するについて	9
議第104号	多治見市職員の給与に関する条例等の一部を改正するについて	10
議第105号	多治見市税条例の一部を改正するについて	12
議第106号	多治見市行政財産の目的外使用に関する使用料徴収条例の一部を改正するについて	13
議第107号	多治見市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正するについて	14
議第108号	多治見市水道の布設工事監督者の配置及び資格並びに水道技術管理者の資格に関する条例の一部を改正するについて	15
議第109号	令和6年度多治見市一般会計補正予算（第5号）	
議第110号	令和6年度多治見市南姫財産区事業特別会計補正予算（第1号）	
議第111号	令和6年度多治見市土地取得事業特別会計補正予算（第1号）	
議第112号	令和6年度多治見市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）	
議第113号	令和6年度多治見市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）	
議第114号	令和6年度多治見市下水道事業会計補正予算（第1号）	
議第115号	令和6年度多治見市病院事業会計補正予算（第1号）	
1	令和6年度会計別補正予算表	17
2	令和6年度一般会計予算（補正第5号）の主要内容	18
3	令和6年度一般会計税等内訳一覧表	25
4	令和6年度一般会計予算（補正第5号）の主要内容（継続費・繰越明許費・債務負担行為）	26
5	特別会計の主な事業内容	30
6	企業会計の主な事業内容	31

7	財政判断指数の見込み	-----	32
議第116号	指定管理者の指定について	-----	33
議第117号	東濃西部広域行政事務組合の財産処分に関する協議について	-----	34

報第23号 専決処分の報告について

普通財産である貸付地（多治見市笠原町字平下991番3の一部）について、土地賃貸借契約の未払賃料及び遅延損害金の請求を行うため、訴訟を提起した（令和6年10月8日専決処分）。

- (1) 事件名 土地賃料等請求事件
- (2) 当事者 原告 多治見市 代表者 多治見市長 高木 貴行
被告 愛知県名古屋市港区港栄4丁目601番
日善株式会社 代表者 代表取締役 吉本 秀樹

- (3) 訴訟物の価額 一金 441,616円

※令和4年4月1日から令和6年3月31日までの未払賃料

報第24号 専決処分の報告について

令和6年7月26日午前9時5分頃、市内滝呂町12丁目地内において、本市職員（三の倉センター所属）が、公用車（収集車）の運転席のドアを開けたところ、公用車の右後方から追い越しをしようとした車両の左サイドミラーに接触して破損させ、損害を与えた。

これに対する損害賠償額を令和6年10月15日、50,402円と定めた。

[過失割合：市側100%、相手側0%]

報第25号 専決処分の報告について

令和6年9月27日午後0時40分頃、市立養正小学校駐車場において、本市職員（教育総務課所属）が、公用車を発進させる際、公用車右側に駐車中の車両左前部に公用車の右後部が接触し、車両左フロントバンパーを損傷させ、損害を与えた。

これに対する損害賠償額を令和6年11月8日、298,648円と定めた。

[過失割合：市側100%、相手側0%]

報第26号 専決処分の報告について

令和6年10月27日執行衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の選挙事務に使用するため、三角堂事務機株式会社と本市は、令和6年10月15日から同月28日までの間複合機2台について、賃貸借契約を締結した。同月27日、選挙事務の開票所として使用する多治見市笠原体育館第1競技場内において、開票所の設営を行っていた本市職員3人が、台車に乗せた複合機1台を床に降ろす際、バランスを崩し当該複合機を転倒させ、これを全損させた。

これに対する損害賠償額を令和6年11月14日、660,000円と定めた。

[過失割合：市側100%、相手側0%]

承第4号 専決処分の承認を求めるについて

令和6年度多治見市一般会計補正予算（第4号）（令和6年10月9日専決処分）

令和6年度 会計別 補正 予算表

(単位:千円)

議案番号	会計名	補正番号	補正前の額	補正額	補正後の額
承第4号	一般会計	補正第4号	47,585,564	51,362	47,636,926
予算	総括	集計	82,614,131	51,362	82,665,493

令和6年度 一般会計 予算 (補正第4号) の 主要内容

承第4号

(単位:千円)

番号	款	事業名	事業内容	補正額	財源内訳		
					国県支出金	地方債	その他
1	総務費	衆議院議員選挙最高裁判所裁判官国民審査費	令和6年10月27日執行の衆議院議員総選挙・最高裁判所裁判官国民審査に伴う職員手当等の増額	51,362	33,199		18,163
合計 (補正額総額)				51,362	33,199		18,163

令和6年度 一般会計税等内訳一覧表

(補正第4号)

内 容		金額
1 市	税	
2 地	方 譲 与 税	
	自動車重量譲与税	
	地方揮発油譲与税	
3 利	子 割 交 付 金	
4 配	当 割 交 付 金	
5 株	式等譲渡所得割交付金	
6 法	人 事 業 税 交 付 金	
7 地	方 消 費 税 交 付 金	
8 ゴ	ル ー 場 利 用 税 交 付 金	
9 環	境 性 能 割 交 付 金	
10 国	有提供施設等所在市町村助成交付金	
11 地	方 特 例 交 付 金	
12 地	方 交 付 税	
	普通 交 付 税	
	特 別 交 付 税	
13 交	通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	
20 繰	入 金	
	財政調整基金繰入金	
	(うち 可処分)	
	(うち 災害留保分)	
21 繰	越 金	18,163
22 諸	収 入	
	市 預 金 利 子	
23 市	債 償	
	臨時財政対策債	
そ	の 他 一 般 財 源	
	合 計	18,163

財政判断指数の見込み

財政判断指数	償還可能年数 (年)	経費硬直率 (%)	財政調整基金 充足率 (%)	経常収支比率 (%)	実態収支 (千円)
財政判断指数 (補正第4号)	6.2	74.9	26.4	91.1	△ 3,150,000
財政判断指数 (補正第3号)	6.2	74.9	26.4	91.1	△ 3,160,000
財政判断指数 (補正第2号)	6.4	74.9	22.5	91.1	△ 1,370,000
財政判断指数 (補正第1号)	6.4	74.9	22.5	91.1	△ 1,380,000
財政判断指数 (当初予算)	6.4	74.9	22.5	91.1	△ 1,430,000
財政判断指数(目標値)	7.0	74.0	15.0	90.0	—
財政判断指数(基準値)	10.0	77.0	7.5	93.0	—

議第99号 機構改革に伴う関係条例の整備に関する条例を制定するについて

1 制定趣旨

人口減少・超高齢社会における市の経営改革の端緒として、第8次総合計画を着実に実行し、時勢の変化に対応することができる執行体制をスタートさせるため、部設置条例のほか関係する4条例について所要の改正を行う。

2 制定内容

(1) 多治見市部設置条例（平成8年条例第35号）の一部改正（第1条）

ア 福祉部と市民健康部を再編し、市民福祉部とこども健康部とする（第1条関係）。

イ 建設部を建設水道部とする（第1条関係）。

ウ 各部の事務分掌を改める（第2条関係）。

(2) 多治見市社会福祉事務所設置条例（平成3年条例第17号）の一部改正（第2条）

ア 所長は、市民福祉部長の職にある者を市長が任命する（第3条関係）。

イ 事務所の所管を、市民福祉部及びこども健康部とする（第5条関係）。

(3) 多治見市幼保連携型認定こども園の設置及び管理に関する条例（令和6年条例第2号）の一部改正（第3条）

(1)による部の名称変更に伴う、附則の改正（附則第3項関係）。

(4) 多治見市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例（平成22年条例第37号）の一部改正（第4条）

文化財保護センターが所管する文化財の保護事務からニホンカモシカの保護に関するものを除く（第3号関係）。

(5) 多治見市水道事業、下水道事業及び農業集落排水事業の設置等に関する条例（昭和41年条例第31号）の一部改正（第5条）

水道部を建設水道部とする（第3条関係）。

3 施行日 令和7年4月1日

【政策の背景及び提案までの経緯（議会基本条例第13条第1号関係）】

本市では、平成23年4月1日施行の機構改革から大幅な組織見直しは実施しておらず、10年以上が経過している。多治見市市政基本条例（平成18年条例第41号）第24条に基づき、今年度策定する第10次行政改革大綱の検討に当たり、組織改革を重点検討事項とし、同条例第13条に規定する総合的、簡素、効率的な組織機構とするための見直しを行うこととした。

1 庁内検討

各所属並びに管理職職員及び一般職員から挙げられた多数の提案をもとに、各部ヒアリング、関係部課長協議、ワーキンググループ（各部グループリーダーで構成、開催：4回）、専門部会（調整会議メンバーで構成、開催：6回）及び本部会議（政策会議メンバーで構成、開催：4回）において検討した。

2 組織改革概要

(1) 子育て政策取組強化のための組織再編

第8次総合計画の重点政策である子育て政策の取組を強化するため、福祉部

及び市民健康部を、こども健康部及び市民福祉部に再編する。

ア こども健康部は、妊産婦、子どもや子育て世帯の支援を切れ目なく行えるよう母子保健、子育て・子育て支援、保育園・幼稚園、保健全般に関する事務を所管する。

イ 市民福祉部は、社会保険、社会福祉及び公的扶助並びに戸籍、住民基本台帳等に関する事務を所管する。

※介護保険は、市民福祉部所管。児童福祉は、こども健康部所管。

(2) 都市基盤整備の組織合理化のための再編

都市整備のプランニング及びインフラの整備、維持等の執行体制を効率化・スリム化すべく、都市計画部、建設部及び水道部の3部を、都市計画部及び建設水道部の2部に再編する。

ア 都市計画部は、都市計画の総合企画・決定、土地開発行為の指導等、建築基準法に基づく確認等、市有施設建築工事の設計等、緑化事業を所管する。

イ 建設水道部は、道路、河川、上下水道等のインフラの整備及び維持管理を所管する。

(3) ガバナンスを担う組織再編

ガバナンスを担う組織を見直す中で、多治見市市政基本条例でうたう総合計画に基づいて予算編成、計画的で健全な財政運営をより一層推進するため、企画・財政の両部門を一つの部で所管するよう企画部及び総務部の2部を再編する。

ア 企画部は、総合計画策定・管理、行政改革、財政、防災、広聴広報、デジタル推進を所管する。

イ 総務部は、法務、財産の管理、人事、市税を所管する。

(4) 市民に分かりやすい組織

教育委員会が所管するニホンカモシカの保護に関することを市長部局（経済部）に移管する。また、環境文化部が所管するアライグマ及びヌートリアの駆除に関する事務を経済部に移管することで、市民に分かりやすい組織とする。

【市民参加手続の有無及び状況（市民参加条例第7条第3項、議会基本条例第13条第4号関係）】

パブリック・コメント手続

[案件] 組織改革について

[実施期間] 令和6年10月9日から同年11月8日まで

[寄せられた意見と市の回答]

(1) 税務課の所属部について

(意見の要旨)

企画・財政の両部門を一つの部で所管するのであれば、財政課とともに企画部へ移管した方が良いのではないかと。

(市の回答)

今回の組織改革では、総合計画と財政を所管する課を一つの部とし、機動的な政策推進を企図しており、その検討において企画部の規模や企画政策課、財政課及び税務課との関係性を考え、税務課は現行のままとしました。

(2) 庁内横断的プロジェクトの取組強化について

(意見の要旨)

組織が一体となった取組が必要であり、庁内横断的プロジェクトの取組強化することに賛成。

(市の回答)

ご意見のとおり、庁内横断的プロジェクトの取組を強化し、行政における喫緊の課題に取り組みます。

(3) 新庁舎建設の所管部署について

(意見の要旨)

ア なぜ総務課が中心となって検討されているのか。

イ 庁舎建設と自治体DXは一体に取り組むべきではないか。

ウ 企画政策課で新庁舎建設とDXを併せて検討するべきではないか。

(市の回答)

新庁舎建設については、庁舎管理、財産管理の観点から総務課で検討を開始し、令和5年7月から総務課内に新庁舎建設推進室を設置し、令和6年4月からは新庁舎建設事務局に改組して、新庁舎建設推進に取り組んでいます。

今回の組織改革の中で、所管の変更についても検討しましたが、新庁舎建設は計画から建築設計に移行する佳境にあり、これまでの検討経緯を踏まえて実行する必要があるため、現行のままとしました。

また、庁舎のデジタル化・DXや窓口の業務改善（窓口BPR）の推進については、企画防災課・デジタル推進課・新庁舎建設事務局を中心とした「庁舎DX推進検討会議」や「庁舎窓口BPR検討会議」を立ち上げ、全庁的な取組を進めています。

議第100号 多治見市上下水道事業経営審議会設置条例を制定するについて

1 制定趣旨

水道事業、下水道事業及び農業集落排水事業の適正かつ効率的な経営を図るため、経営に関する重要事項を調査審議する諮問機関として、多治見市上下水道事業経営審議会を設置する（既存の多治見市水道料金審議会及び多治見市下水道使用料審議会は廃止）。

2 主な制定内容

(1) 審議会は、次に掲げる事項に係る市長の諮問に応じ、調査及び審議を行い、その意見を答申する（第2条関係）。

ア 上下水道事業の経営に関すること。

イ 給水料金、下水道使用料及び農業集落排水処理施設使用料に関すること。

ウ その他市長が必要と認めること。

(2) 組織（第3条関係）

ア 審議会は、委員7人以内をもって組織する。

イ 委員は、公共的団体の代表者、識見を有する者その他市民のうちから、市長が委嘱する。

ウ 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

エ 委員は、再任されることができる。

(3) 次の条例を廃止又は一部改正する（附則関係）。

ア 多治見市水道料金審議会設置条例の廃止（附則第2項関係）

イ 多治見市下水道使用料審議会設置条例の廃止（附則第2項関係）

ウ 多治見市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正（附則第3項関係）

3 施行日 令和7年4月1日

議第101号 多治見市児童、生徒の通学費補助に関する条例を廃止するについて

1 廃止趣旨及び内容

住所地の校区以外の学校へ通学する特別支援学級の児童生徒及び医療的ケア児、遠距離通学の児童生徒その他教育委員会が必要と認めた児童生徒の保護者に対する通学費の補助の拡充を図るため、標記条例を廃止し、新たに多治見市補助金等交付規則（平成8年規則第14号）の委任に基づく補助金交付要綱を整備する。

2 施行日 令和7年4月1日

【政策の背景及び提案までの経緯（議会基本条例第13条第1号関係）】

1 学校教育法施行令（昭和28年政令第340号。以下「施行令」という。）第5条第2項の規定及び多治見市立小学校及び中学校の通学区域等に関する規則（昭和57年教育委員会規則第2号。以下「通学区域規則」という。）に基づき、教育委員会は就学予定者の住所地によりその就学すべき学校を指定している。また、当該学校の変更は、施行令第8条及び通学区域規則第3条の規定により、保護者からの申立てがある場合に行うこととしている。

2 教育委員会が住所地により指定した学校までの通学距離が遠隔な児童生徒及び保護者からの申立てにより当該学校の変更を行った児童生徒の一部（指定した学校に該当する特別支援学級がない場合）が公共交通機関を利用する場合、標記条例により通学費の補助を行っている。

3 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（令和3年法律第81号）第10条の規定に基づき、医療的ケア児に対して教育を行う体制の拡充として、通学区域規則の一部を改正し、令和7年度から住所地によらず必要な措置を講じた学校を就学すべき学校（以下「指定学校」という。）として指定することができることとした。

4 これを踏まえ、次に掲げる児童生徒の保護者に対し、その通学に要する費用の一部を補助することとした。

(1) 医療的ケア児の拠点校とした精華小学校に、同校の校区外から自家用車で通学することが必要になる児童（指定学校：精華小学校）

※ 医療的ケア児：人工呼吸器による呼吸管理、喀痰(かくたん)吸引その他の医療行為が必要な児童生徒

(2) 東濃特別支援学校在籍で、肢体不自由の状態（施行令第22条の3の表に規定する肢体不自由の状態）のため車いすを常時利用しており、施設設備が比較的整っている陶都中学校に、同校の校区外から自家用車で通学することが必要になる生徒（指定学校：陶都中学校）

【市民参加手続の有無及び状況（市民参加条例第7条第3項、議会基本条例第13条第4号関係）】

パブリック・コメント手続

[案 件] 多治見市児童、生徒の通学費補助に関する条例を廃止するについて

[実施期間] 令和6年9月25日から同年10月25日まで 意見なし。

議第102号 多治見市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正するについて

1 改正趣旨

令和6年人事院勧告における一般職職員の期末手当及び勤勉手当の支給割合の引上げに準じ、市議会議員の期末手当支給割合を改める。

2 改正内容

期末手当の支給割合を次のとおり改める（第5条関係）。

（単位：月分）

区分	改正前	改正後	
		令和6年度	令和7年度以降
6月	2.225	2.225	2.275
12月	2.225	2.325	2.275
合計	4.450	4.550	4.550

- 3 施行日 令和6年度分 公布の日（令和6年12月1日から適用）
令和7年度以降分 令和7年4月1日

議第103号 多治見市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正するについて

1 改正趣旨

令和6年人事院勧告における一般職職員の期末手当及び勤勉手当の支給割合の引上げに準じ、市長、副市長及び教育長の期末手当支給割合を改める。

2 改正内容

期末手当の支給割合を次のとおり改める（第5条関係）。

（単位：月分）

区分	改正前	改正後	
		令和6年度	令和7年度以降
6月	2.225	2.225	2.275
12月	2.225	2.325	2.275
合計	4.450	4.550	4.550

- 3 施行日 令和6年度分 公布の日（令和6年12月1日から適用）

議第104号 多治見市職員の給与に関する条例等の一部を改正するについて

1 改正趣旨

令和6年人事院勧告に基づき、民間給与との較差の解消のための国家公務員の給与改定に準じ、次の関係条例について所要の改正を行う（給料表の改定並びに期末手当及び勤勉手当の支給割合の引上げ）。

- (1) 多治見市職員の給与に関する条例（昭和26年条例第2号）
- (2) 多治見市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成15年条例第28号）
- (3) 多治見市一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する条例（平成15年条例第29号）
- (4) 多治見市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第25号）

2 改正内容

- (1) 多治見市職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）の一部改正（第1条・第2条）

ア 期末手当及び勤勉手当の支給割合を改める（第18条の4及び第18条の7関係）。
一般職職員（特定管理職員を除く。）（単位：月分）

区分		改正前	改正後	
			令和6年度	令和7年度以降
期末	6月	1.225	1.225	1.25
	12月	1.225	1.275	1.25
	合計	2.45	2.50	2.50
勤勉	6月	1.025	1.025	1.05
	12月	1.025	1.075	1.05
	合計	2.05	2.10	2.10

一般職（特定管理職員）

（単位：月分）

区 分		改正前	改正後	
			令和6年度	令和7年度以降
期末	6月	1.025	1.025	1.05
	12月	1.025	1.075	1.05
	合計	2.05	2.10	2.10
勤勉	6月	1.225	1.225	1.25
	12月	1.225	1.275	1.25
	合計	2.45	2.50	2.50

定年前再任用短時間勤務職員（特定管理職員を除く。）

（単位：月分）

区 分		現行	改正後	
			令和6年度	令和7年度以降
期末	6月	0.6875	0.6875	0.70
	12月	0.6875	0.7125	0.70
	合計	1.375	1.40	1.40
勤勉	6月	0.4875	0.4875	0.50
	12月	0.4875	0.5125	0.50
	合計	0.975	1.00	1.00

定年前再任用短時間勤務職員（特定管理職員）

（単位：月分）

区 分		現行	改正後	
			令和6年度	令和7年度以降
期末	6月	0.5875	0.5875	0.60
	12月	0.5875	0.6125	0.60
	合計	1.175	1.20	1.20
勤勉	6月	0.5875	0.5875	0.60
	12月	0.5875	0.6125	0.60
	合計	1.175	1.20	1.20

イ 一般職給料表を改める（別表第1関係）。

※給料表改定 令和6年4月1日：給与改定

令和7年4月1日：初号の号給を切り上げ

(2) 多治見市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正（第3条・第4条）

ア 期末手当の支給割合を改める（第9条関係）。

（単位：月分）

区 分		現行	改正後	
			令和6年度	令和7年度以降
期末	6月	2.25	2.25	1.25
	12月	2.25	2.35	1.25
	合計	4.50	4.60	2.50
勤勉	6月	—	—	1.0
	12月	—	—	1.05
	合計	—	—	2.10

イ 特定任期付職員給料表を改める（別表第1関係）。

ウ 一般任期付職員給料表を改める（別表第2関係）。

エ 特定任期付職員業績手当を廃止し、特定任期付職員に対して一般職職員の支給割合で期末手当及び勤勉手当を支給することとする（第7条及び第9条関係）。

(3) 多治見市一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する条

例の一部改正（第5条・第6条）

ア 期末手当の支給割合を改める（第6条関係）。

（単位：月分）

区 分		現行	改正後	
			令和6年度	令和7年度以降
期末	6月	2.25	2.25	2.30
	12月	2.25	2.35	2.30
	合計	4.50	4.60	4.60

イ 第1号任期付研究員給料表を改める（別表第1関係）。

ウ 第2号任期付研究員給料表を改める（別表第2関係）。

（4）多治見市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正（第7条・第8条）

（1）に伴い、給与条例から引用する部分を改めるとともに、期末手当及び勤勉手当の支給割合を改める（第20条及び第20条の2並びに第30条及び第30の2関係）。

（単位：月分）

区 分		現行	改正後	
			令和6年度	令和7年度以降
期末	6月	0.6875	改正なし	0.70
	12月	0.6875		0.70
	合計	1.375		1.40
勤勉	6月	0.4875		0.50
	12月	0.4875		0.50
	合計	0.975		1.00

3 施行日

給料表の改定

令和6年度分（（1）イ、（2）イ・ウ、（3）イ・ウ）公布の日（令和6年4月1日から適用）

令和7年度以降分（（1）イ） 令和7年4月1日

期末手当・勤勉手当の改定（（1）ア、（2）ア・エ、（3）ア、（4））

令和6年度分 公布の日（令和6年12月1日から適用）

令和7年度以降分 令和7年4月1日

議第105号 多治見市税条例の一部を改正するについて

1 改正趣旨及び改正内容

地方税法等の一部改正（令和6年法律第4号。令和6年4月1日施行分を除く。）等に伴い、次の所要の改正を行う。

（1）新たな公益信託制度の創設に伴い、次の改正を行う。

ア 公益信託の信託財産とするために支出した当該公益信託に係る信託事務に関連する寄附金を寄附金税額控除の対象に加える（第38条関係）。

イ 公益信託の信託財産につき生ずる所得に係る特例措置が廃止されるため、所要の措置を講ずる（附則第4条の5関係）。

(2) 私立学校法の一部を改正する法律（令和5年法律第21号）による私立学校法（昭和24年法律第270号）の条ずれに伴い、条文中の引用箇所を改める（第65条関係）。

2 施行日 (2) 令和7年4月1日

(1) 公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）の施行の日の属する年の翌年の1月1日

議第106号 多治見市行政財産の目的外使用に関する使用料徴収条例の一部を改正するについて

1 改正趣旨及び主な改正内容

使用料・手数料等の見直しを踏まえ、標記条例に規定する目的外使用料等の規定を改める。

(1) 広告の掲出のためのモニター機器及び広告の掲出の区分を廃止し、新たにその他の占有使用の区分を設けることとし、その目的外使用料の額は、18円／ $\text{m}^2 \cdot \text{h}$ とする（別表第1及び第2関係）。

(2) 駅北庁舎、会議室の使用料の上限設定について、(1)と同じく18円／ $\text{m}^2 \cdot \text{h}$ とする（別表第2関係）。

(3) 別表第1に規定する事務所等の使用料の改定（300円⇒390円／ $\text{m}^2 \cdot \text{月}$ ）に準じるとともに、電力料金相当分について、実勢価格を踏まえて改定する（別表第3関係）。

2 施行日 令和7年4月1日

※公布日以後に施行日以後の使用について申請した使用から適用する。

【政策の背景及び提案までの経緯（議会基本条例第13条第1号関係）】

1 多治見市健全な財政に関する条例第12条及び同条例施行規則第6条の規定に基づき、令和6年度において使用料・手数料等の見直しを進めてきたところ。この見直しにおいて、標記条例における事務所等及び会議室（別表第1）並びに冷暖房費（別表第2）に係る目的外使用料の改定を行うこととし、令和6年第4回（9月）多治見市議会定例会に所要の条例改正を提案し、可決されたところ（令和7年4月1日施行）。

2 1の見直しを受け、標記条例に関し、全体的な見直しを行うこととした。

【市民参加手続の有無及び状況（市民参加条例第7条第3項、議会基本条例第13条第4号関係）】

パブリック・コメント手続

[案 件] 多治見市行政財産の目的外使用に関する使用料徴収条例の一部を改正するについて

[実施期間] 令和6年10月7日から同年11月6日まで。

[寄せられた意見と市の回答]

(1) 基本料金と面積料金について

(意見の要旨)

ア 基本料金と面積料金は二重の徴収ではないか。

イ 面積の切り上げは不当に高くなるのではないか。

(市の回答)

ア 基本料金は、設備の利用者が職員に問い合わせるなど、職員の対応が必要となる場合を考慮して、ご負担いただくこととしています。

イ 面積の切り上げは、使用料の算定を簡便にするために行っています。

なお、全庁的に行った使用料・手数料等見直しにおける適正料金は、8.143 円/㎡・h (税抜き) であり、月額に換算すると 6,449 円/㎡・月 (税込み) となります。現行額の 1.3 倍を上限とする激減緩和措置により、案の金額となっており、不当に高い金額とは考えていません。

(2) 電力料金相当分について

(意見の要旨)

ア 積算根拠は何か。

イ 全てワット当たりとしなかった理由は何か。

ウ 多治見市が電気料金を徴収するのか。

(市の回答)

ア 電力会社の料金プランから、負荷率 18% で算定しています。

イ 使用料の算定を簡便にすることとしています。ただし、2,000W 以上については、範囲を設定していないため、ワット当たりとしました。

ウ 多治見市が電力会社に電気料金をお支払いし、相当分をご負担いただくこととしています。

(3) (意見の要旨) 電力料金は、子メーターを付け実費としたらどうか。

(市の回答)

前提として、今回の料金設定 (条例改正) は、「目的外使用」に係る使用料の設定となります。分かり易い例示として自動販売機を掲げていますが、長期安定的に自動販売機を設置していただく場合は、「行政財産の貸付」という別の制度を適用します。このため、賃料などの条件については、上記 (1)(2) を参考としながら、契約により定めることとなります。ご提案の子メーターについては、多治見市でも設置している事例があります。子メーターの設置に係る負担なども含め、契約条件を整えば、子メーターでの対応も可能です。

議第107号 多治見市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正するについて

1 改正趣旨及び主な改正内容

非常勤消防団員の処遇改善を図るため、全ての出勤報酬について日額としていたところ、一部の出勤報酬について1回の出勤ごとの支給に改める等の改正を行う (第8条及び第12条関係)。

(1) 支給する出勤報酬の職務内容、支給の額等を明記することとする。

(2) 1日に日額で支給する職務と回数で支給する職務が重複した場合、その出勤報酬は、併給できるものとする。

(3) 機能別消防団員が救命処置の指導活動に従事する場合において、1回につき報酬を支給する。

2 施行日 令和7年4月1日

※ 施行日以後に従事した職務に対する出動報酬から適用する。

【政策の背景及び提案までの経緯(議会基本条例第13条第1号関係)】

1 消防団員の減少に歯止めをかけるため、消防団員の処遇改善に向けた標記条例の改正について、令和3年12月議会の議決を経て、令和4年4月1日施行したところ。

2 令和4年4月1日施行後、当該年度中に訓練出動後に災害出動する事案が発生したが、標記条例に規定した日額で支給する出動報酬に係る職務の2以上に従事した場合、日額のうち最も高い額の出動報酬を支給(災害出動を適用)し、訓練出動に係る出動報酬を支払わない取扱いとした。

3 2の運用を踏まえ、令和5年5月開催の分団長会議において、1日に2以上の職務に従事した場合は、職務に応じて出動報酬の支給がされるべきであるとの指摘があったもの。以上により、消防団員の処遇改善に向けて改正を行うこととした。

【市民参加手続の有無及び状況(市民参加条例第7条第3項、議会基本条例第13条第4号関係)】

パブリック・コメント手続

[案件] 多治見市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正するについて

[実施期間] 令和6年10月3日から同年11月5日まで 意見なし。

議第108号 多治見市水道の布設工事監督者の配置及び資格並びに水道技術管理者の資格に関する条例の一部を改正するについて

1 改正趣旨

水道施設の老朽化、大規模災害に備えた耐震化への対応が課題とされているなかで、今後の水道施設の更新・耐震化事業を円滑に進めていくため、生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令(令和6年政令第102号)による水道法施行令(昭和32年政令第336号。以下「施行令」という。)の一部改正が行われた。

施行令で定める資格要件を参酌し、標記条例に定める布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件を改める。

2 主な改正内容

(1) 布設工事監督者の資格について、次のように改める(第3条関係)。

ア 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学(短期大学を除く。以下単に「大学」という。)の土木工学科又はこれに相当する課程を修めた場合は、3年以上の水道、工業用水道、下水道、道路又は河川(以下「水道等」という。)に関する実務経験(1年6月以上の水道に関する実務経験に限る。)を必要とすることとする。

イ 大学において機械工学科若しくは電気工学科又はこれらに相当する課程を修めた場合は、4年以上の水道等に関する実務経験(2年以上の水道に関する実務経験に限る。)を必要とすることとする。

- ウ 学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む。）又は高等専門学校（以下「短期大学等」という。）において土木科又はこれに相当する課程を修めた場合は、5年以上の水道等に関する実務経験（2年6月以上の水道に関する実務経験に限る。）を必要とすることとする。
- エ 短期大学等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めた場合は、6年以上の水道等に関する実務経験（3年以上の水道に関する実務経験に限る。）を必要とすることとする〔新設〕。
- オ 学校教育法による高等学校又は中等教育学校（以下「高等学校等」という。）において土木科又はこれに相当する課程を修めた場合は、7年以上の水道等に関する実務経験（3年6月以上の水道に関する実務経験に限る。）を必要とすることとする。
- カ 高等学校等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めた場合は、8年以上の水道等に関する実務経験（4年以上の水道に関する実務経験に限る。）を必要とすることとする〔新設〕。
- キ 10年以上の実務経験要件について、10年以上の水道等に関する実務経験（5年以上の水道に関する実務経験に限る。）を必要とすることとする。
- (2) 水道技術管理者の資格について、次のように改める（第4条関係）。
- ア 布設工事監督者の学歴学科要件のうち、大学、短期大学等及び高等学校等で土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めた場合は、大学にあつては3年以上、短期大学等にあつては5年以上、高等学校等にあつては7年以上の水道に関する実務経験を必要とすることとする。
- イ 大学、短期大学等及び高等学校等で工学、理学、農学、医学若しくは薬学の課程又はこれらに相当する課程を修めた場合は、大学にあつては4年以上、短期大学等にあつては6年以上、高等学校等にあつては8年以上の実務経験を必要とすることとする。

2 施行日 令和7年4月1日

- 議第109号 令和6年度多治見市一般会計補正予算（第5号）**
- 議第110号 令和6年度多治見市南姫財産区事業特別会計補正予算（第1号）**
- 議第111号 令和6年度多治見市土地取得事業特別会計補正予算（第1号）**
- 議第112号 令和6年度多治見市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）**
- 議第113号 令和6年度多治見市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）**
- 議第114号 令和6年度多治見市下水道事業会計補正予算（第1号）**
- 議第115号 令和6年度多治見市病院事業会計補正予算（第1号）**

令和6年度 会計別 補正 予 算 表

(単位:千円)

議案番号	会社名	補正番号	補正前の額	補正額	補正後の額
議第109号	一般会社	補正第5号	47,636,926	345,443	47,982,369
議第110号	南炬財産区事業特別会社	補正第1号	16,308		16,308
議第111号	土地取得事業特別会社	補正第1号	633,300	22,578	655,878
議第112号	国民健康保険事業特別会社	補正第3号	11,155,514	△ 3,386	11,152,128
議第113号	介護保険事業特別会社	補正第2号	10,432,140	1,763	10,433,903
議第114号	下水道事業会社	補正第1号	5,695,846	△ 2,414	5,693,432
議第115号	病院事業会社	補正第1号	1,313,958	15,856	1,329,814
予	算 総 括 集	計	82,665,493	379,840	83,045,333

令和6年度一般会計予算（補正第5号）の主要内容

(単位:千円)

番号	款	事業名	事業内容	補正額	財源			内訳
					国県支出金	地方債	その他	
1	全款	職員人件費等	人事異動(採用・退職を含む)に伴う人件費の減額	△ 21,511				△ 21,511
2	全款	職員人件費等	人事院勧告に準じた給料及び期末・勤勉手当等の増額 ※ 給料…級別に1.2%～11.1%の増 ※ 期末・勤勉手当…0.10月分(再任用職員は0.05月分)の増	155,866				155,866
3	議会費	議員報酬等	人事院勧告に準じた期末手当の増額 ※ 0.10月分の増	1,243				1,243
4	総務費	企画関係調査研究費	くまのがっこう子育て応援プロジェクト図書館イベントへの「清流の国ざふ」SDGs推進ネットワーク連携促進補助金の交付決定に伴う財源更正		132			△ 132
5	総務費	庁内情報化設備整備費	機構改革に伴う部課名の変更を基幹システムで対応するための委託料の増額	3,850				3,850
6	総務費	市有施設整備調査研究費	箕原中学校跡地活用に向け、境界確定、分筆登記及び不動産鑑定の実施に伴う委託料の増額 ※ 継続費の追加あり	12,110				12,110
7	総務費	市民相関係係費	実行委員会形式で開催する「三十路式」の準備に伴う通信運搬費等の増額	300				300
8	総務費	地域公共交通対策関係費	高齢者公共交通機関利用促進助成事業(バスチケット65)に係る令和7年度の準備に伴う通信運搬費等の増額	3,742				3,742
9	総務費	自主運行バス事業費	更新を予定していたきよバスについて、令和6年度中に納車ができず、バス購入を令和7年度に延期することに伴う備品購入費等の減額	△ 25,406		△ 22,700		△ 2,706

番号	款	事業名	事業内容	補正額	財源				内訳
					国県支出金	地方債	その他	一般財源	
10	総務費	戸籍システム更新クラウド化関係事務費	広域(全国)交付件数の増加や令和7年度から始まる「戸籍の振り仮名記載」に対応するための戸籍システム増設に伴う委託料の増額	1,969				1,969	
11	民生費	社会福祉事業基金積立金	寄附採納に伴う社会福祉事業基金への積立金(令和7年度使用予定)の増額	1,000		1,000			
12	民生費	国民健康保険事業会計特別繰出金	福祉医療施策に伴う国庫負担金減額分に相当する繰入金の確定に伴う繰出金の減額	△ 1,168				△ 1,168	
13	民生費	国民健康保険事業会計繰出金(人件費分)	職員人件費に係る国民健康保険事業特別会計予算に伴う繰出金の増額	19,350				19,350	
14	民生費	国民健康保険事業会計繰出金(財政安定化支援事業分)	国民健康保険財政安定化支援事業に係る繰出基準額確定に伴う特別会計への繰出金の増額	334				334	
15	民生費	介護保険事業会計人件費繰出金	職員人件費増額に係る介護保険事業特別会計補正予算に伴う繰出金の増額	1,763				1,763	
16	民生費	子ども医療給付事業費(市単)	子ども医療(市単)に係る給付額見込み増に伴う扶助費の増額	20,427				20,427	
17	民生費	補装具給付費	補装具に係る給付額見込み増に伴う扶助費の増額 ※ 財源:国庫負担金1/2、県負担金1/4	2,744		2,058		686	
18	民生費	移動支援事業費	移動支援事業の利用見込み増に伴う扶助費の増額 ※ 財源:国庫補助金1/2、県補助金1/4	651		487		164	

番号	款	事業名	事業内容	補正額	財源				内訳
					国庫支出金	地方債	その他	一般財源	
19	民生費	訪問入浴事業費	訪問入浴事業の利用見込み増に伴う扶助費の増額 ※ 財源: 国庫補助金1/2、県補助金1/4	1,800	1,350				450
20	民生費	日中一時支援事業費	日中一時支援事業の利用見込み増に伴う扶助費の増額 ※ 財源: 国庫補助金1/2、県補助金1/4	384	288				96
21	民生費	地域子育て支援ネットワークづくり事業費	①令和7年3月8日(土)開催予定の「たじみこどもフェスタ」への参加者の増が見込まれ、その対策に伴う委託料の増額 642千円 ②親子で参加する体験型イベントの実施に伴う委託料の増額 484千円 ※ 財源: 寄附金916千円、社会福祉事業基金繰入金500千円	1,126		1,416			△ 290
22	民生費	障害児通所支援事業費	障害児通所支援事業に係る給付額見込み増に伴う扶助費の増額 ※ 財源: 国庫負担金1/2、県負担金1/4	35,732	26,799				8,933
23	民生費	過年度返還金(子育て世帯生活支援特別給付金)	令和5年度決算による国庫補助金の返還に伴う償還金の増額 ※ 財源: 国庫補助金(令和5年度子育て世帯生活支援特別給付金)	2,589	300				2,289
24	民生費	旧児童発達支援センター関係費	令和6年3月に閉所した発達支援センターなかよしについて、建物付き公売を実施するための境界確定及び分筆登記業務と不動産鑑定評価業務に伴う委託料の増額 ※ 継続費の追加あり	2,029					2,029
25	民生費	母子・父子家庭自立支援給付金	高等職業訓練促進給付金に係る利用見込み増に伴う扶助費の増額 ※ 財源: 国庫補助金3/4	4,128	3,096				1,032
26	民生費	児童館管理運営費	令和5年度の寄附を原資とする社会福祉事業基金繰入金の充当に伴う財源更正			500			△ 500

番号	款	事業名	事業内容	補正額	財源				内訳
					国庫支出金	地方債	その他	一般財源	
27	衛生費	母子保健事業推進費	①妊婦健康診査の利用見込み増等に伴う委託料等の増額 ②産後ケア事業の利用見込み増に伴う委託料の増額 ※ 財源: 国庫補助金	15,461	2,004				13,457
28	衛生費	未熟児養育医療給付費	未熟児養育医療に係る給付額見込み増に伴う扶助費の増額 ※ 財源: 国庫負担金1/2、県負担金1/4	2,000	1,500				500
29	衛生費	焼却施設等運営費	①輪島市と珠洲市からの能登半島地震災害廃棄物受入に伴う負担金による財源更正(12,000千円) ②下水汚泥について、試験運用として資源化を実施することに伴う下水道汚泥焼却処理受託事業収入の減による財源更正(△4,889千円)				7,111		△7,111
30	農林水産業費	農業振興助成費	県の中山間地域等担い手育成支援事業費補助金の対象となる事業者への補助金の増額(間接補助)	1,472	1,472				
31	商工費	陶産地地場産業販路拡張対策費	寄附採納に伴う、セラミックハブー協議会による美濃焼解剖本作成事業への負担金の増額	9,000			9,000		
32	商工費	観光伝事業費	大阪・関西万博へのブース出展準備に伴う委託料の増額 ※ 期間: 令和7年5月6日～12日	2,654					2,654
33	商工費	人材育成事業費	薪炭焼成実習事業への清流の国ざら推進補助金の交付決定に伴う財源更正		600				△600
34	土木費	道路改良事業費(単独)	市道614000線の側溝について、施工時期平準化のため、次年度整備予定を前倒しすることに伴う工事請負費の増額 ※ 財源: 地方債(緊急自然災害防止対策事業債(充当率100%、交付税措置率70%))	8,000			8,000		

番号	款	事業名	事業内容	補正額	財源				内訳
					国県支出金	地方債	その他	一般財源	
35	土木費	バリアフリー化改良事業費	精華地区における(都)音羽小名田線のバリアフリー整備工事(令和元年度から継続)について、施工時期平準化のため、次年度整備予定を前倒しすることに伴う工事請負費の増額	5,500				5,500	
36	土木費	浸水対策事業費	浸水対策解消のための笠原地区における排水路整備工事について、施工時期平準化のため、次年度整備予定を前倒しすることに伴う工事請負費の増額	30,000				30,000	
37	消防費	北署車両管理費	救急車両出動件数の増加等による燃料費の増額	540				540	
38	消防費	消防水利施設改良費	防火水槽耐震補強工事について、防水施工及び側壁補修を実施することに伴う工事請負費の増額 ※ 財源:防災対策事業債(充当率75%、交付税措置30%)	5,454		4,000		1,454	
39	教育費	教育振興基金積立金	寄附採納に伴う教育振興基金への積立金(令和7年度使用予定)の増額	500			500		
40	教育費	奨学資金給付事業費(大学生向け)	寄附金をキャリア教育実施事業費に充当し、同額を奨学基金から繰入れることに伴う財源更正 ※ 財源:寄附金△566千円、奨学基金繰入金566千円				寄附金△566 繰入金 566		
41	教育費	キャリア教育実施事業費	寄附採納により精華小学校において実施するJFAこころのプロジェクト「夢の教室」に伴う委託料の増額	566			566		
42	教育費	小学校管理費	寄附採納による滝呂小学校創立150周年記念事業における図書購入に伴う備品購入費の増額	300			300		
43	教育費	小学校管理備品購入費	令和7年度の学級数増等への対応に伴う備品購入費の増額	2,750				2,750	

番号	款	事業名	事業内容	補正額	財源				内訳
					国県支出金	地方債	その他	一般財源	
44	教育費	小学校ICT管理運営費	①タブレット端末や電子黒板について、経年劣化に伴う故障の増加による修繕料の増額 4,179千円 ②教室に配置している電子黒板について、令和7年度の学級増による備品購入費の増額 1,921千円 ③通信環境を調査するため委託料の増額 1,760千円 ※ 財源：国庫補助金	7,860	2,388			5,472	
45	教育費	小学校施設改良事業費	精華小学校の増級による空調機設置及び照明器具取替に伴う工事請負費の増額	2,068				2,068	
46	教育費	中学校管理備品購入費	令和7年度の学級数増等への対応に伴う備品購入費の増額	2,739				2,739	
47	教育費	中学校ICT管理運営費	①タブレット端末や電子黒板について、経年劣化に伴う故障の増加による修繕料の増額 3,255千円 ②教室に配置している電子黒板について、令和7年度の学級増による備品購入費の増額 4,482千円 ③通信環境を調査するため委託料の増額 1,760千円 ※ 財源：国庫補助金	9,497	1,696			7,801	
48	教育費	中学校施設改良事業費	令和7年度に学級数増が見込まれる小泉中学校のネットワーク機器の増設に伴う工事請負費の増額	253				253	
49	教育費	学校給食調査研究費	食育センター施設見学に係る「清流の国ぎふ」SDGs推進ネットワーク連携促進補助金の交付決定に伴う財源更正		684			△ 684	
50	教育費	単独校調理場管理運営費	北栄小・北陵中隣接校対応調理場空調機の温度センサー等経年劣化による部品取替に伴う修繕料の増額	454				454	

番号	款	事業名	事業内容	補正額	財源				内訳
					国県支出金	地方債	その他	一般財源	
51	諸支出金	土地購入事業費	土地取得事業特別会計が保有する土地を買い戻すことによる公有財産購入費の増額 ※ 財源: 土地売却収入	13,323			8,664	4,659	
合計 (補正額総額)				345,443	44,854	△ 10,700	29,057	282,232	

令和6年度 一般会計税等内訳一覧表

(補正第5号)

(単位:千円)

内 容		金 額
1 市	税	
2 地	地方譲与税	
	自動車重量譲与税	
	地方揮発油譲与税	
3 利	子割交付金	
4 配	当割交付金	
5 株	式等譲渡所得割交付金	
6 法	人事業税交付金	
7 地	方消費税交付金	
8 ゴ	ルフ場利用税交付金	
9 環	境性能割交付金	
10 国	有提供施設等所在市町村助成交付金	
11 地	方特例交付金	
12 地	方交付税	
	普通交付税	
	特別交付税	
13 交	通安全対策特別交付金	
20 繰	入	
	金	
	財政調整基金繰入金	
	(うち可処分)	
	(うち災害留保分)	
21 繰	越	282,232
22 諸	収	
	入市預金	
23 市	債	
	臨時財政対策債	
そ	の他一般財源	
	合 計	282,232

令和6年度一般会計予算(補正第5号)の主要内容

(継続費) (単位:千円)

項目	番号	事業名	総額	年度	年割	金額	財源			
							内記	内	源	内
							国県支出金	地方債	その他	一般財源
継続費の追加	1	笠原中学校校跡地活用準備事業	36,262	6		12,110				12,110
				7		11,906				11,906
				8		12,246				12,246
	計		36,262				36,262			
	2	旧発達支援センター跡地公売準備事業	9,718	6		2,029				2,029
計		9,718			9,718				9,718	

(繰越明許費) (単位:千円)

項目	番号	事業名	金額	財源						
				内記	内	源	内			
							国県支出金	地方債	その他	一般財源
繰越明許費の追加	1	中央自動車道跨道橋撤去事業費 (撤去事業負担金(富士見町))	370,000			99,900		259,000		11,100
	2	道路改良事業費(単独) (市道614000線側溝工事(旭ヶ丘))	8,000			8,000				
	3	バリアフリー化改良事業費 (バリアフリー整備工事(十九田町))	5,500							5,500
	4	浸水対策事業費 (浸水対策工事(笠原町))	30,000							30,000
	5	星ヶ台運動公園整備事業費 (星ヶ台管理棟備品購入)	11,400							11,400

(債務負担行為)

(単位:千円)

項目	番号	事業	事項	期間	限度額	財源			内訳
						国県支出金	地方債	その他	
	1	自治体システム標準化構築		令和7年度	407,337			338,233	69,104
	2	高齢者公共交通機関利用促進助成事業		令和7年度	高年齢者公共交通機関利用促進助成事業(バスチケット65)支給1人分(6,000円)に令和7年4月1日現在65歳以上の多治見市民の人数を乗じた額				限度額に同じ
	3	戸籍法改正に伴う振り仮名記載通知書作成業務委託		令和7年度	4,003	4,003			
	4	旭ヶ丘保育園指定管理委託		令和7年度	毎年度国が定める公定価格(基本分単価にその月の在籍児童数を乗じた額)に人件費や管理費に対する加算分を加えた額)に市が定める特別保育に係る補助金相当額を合算した額			市から派遣する保育士の人件費に相当する額の指定管理者負担金	限度額からその他の特定財源を控除した額
	5	病児保育事業業務委託		令和7年度	10,443	6,962			3,481
	6	坂上児童館シロアリ駆除業務委託		令和7年度	774				774
	7	生活保護システム標準化対応に伴う改修業務委託		令和7年度	4,854			3,919	935
	8	産後ケア事業業務委託(市民病院分)		令和7年度から令和8年度まで	1子当たり3万円に日数を乗じて得た額から利用者負担額を控除して得た額と加算額(1泊当たり2万円又は1産婦1日当たり7,000円若しくは1子1日当たり9,100円を上限とする。)の合算額	限度額の4分の3			限度額の4分の1
	9	健康管理システム標準化対応に伴う改修業務委託		令和7年度	14,465			11,678	2,787
	10	可燃ごみ焼却用コークス購入		令和7年度	75,000				75,000
	11	都市公園管理業務委託		令和7年度	5,244				5,244
	12	防火衣洗濯機等購入		令和7年度	6,591		6,500		91

債務負担行為の追加

(単位:千円)

項目	番号	事	事項	期間	限度額	財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
債務負担行為の追加	13	教師用デジタル指導書、教師用教科書購入(中学校分)		令和7年度	25,181				25,181
	14	調理員/ロウイリス検査委託		令和7年度	2,174				2,174
	15	食育センター施設見学送迎バス運行業務委託		令和7年度	1,711				1,711

(単位:千円)

項目	番号	事	事項	期間	限度額	財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
債務負担行為の変更	1	補正前	複写機借上料(令和6年度分)	令和7年度から令和11年度まで	基本料金に1枚単価5.5円に枚数を乗じた額を加算した額				限度額に同じ
		補正後		令和7年度から令和11年度まで	基本料金に1枚単価7.15円に枚数を乗じた額を加算した額				限度額に同じ
	2	補正前	本会議会議録調製委託	令和7年度	本会議の時間数に15,000円を乗じ消費税相当額を加算した額及び会議録のページ数に8円を乗じ消費税相当額を加算した額				限度額に同じ
		補正後		令和7年度	本会議の時間数に15,300円を乗じ消費税相当額を加算した額及び会議録のページ数に8円を乗じ消費税相当額を加算した額				限度額に同じ

項目	番号	事	項	期	限	度	額	財			内	記		
								国	地	源			所	他
債務負担行為の変更	3	補正前	議会だより発行業務委託	令和7年度	議会だより(8月号、2月号)1部あたり単価15.7円に部数を乗じ消費税相当額を加算した額、議会だより(5月号、11月号)1部あたり17.9円に部数を乗じ消費税相当額を加算した額、議会だより(5月臨時会発行)1部あたり単価4.6円に部数を乗じ消費税相当額を加算した額及び議会だより(対話集会概要版発行)1部あたり4.6円に部数を乗じ消費税相当額を加算した額							限度額に同じ		
		補正後				議会だより(8月号、2月号)1部あたり単価17.2円に部数を乗じ消費税相当額を加算した額、議会だより(5月号、11月号)1部あたり19.4円に部数を乗じ消費税相当額を加算した額、議会だより(5月臨時会発行)1部あたり単価6.6円に部数を乗じ消費税相当額を加算した額及び議会だより(対話集会概要版発行)1部あたり6.6円に部数を乗じ消費税相当額を加算した額					限度額に同じ			
	4	補正前	庁舎電話交換業務委託	令和7年度から令和9年度まで	24,552								24,552	
		補正後			29,134								29,134	
	5	補正前	学習支援事業委託	令和7年度	7,612									2,078
		補正後			10,552			5,534						2,859

特別会計の主な事業内容

議第110号
南姫財産区事業特別会計(補正第1号)
(債務負担行為)

項目	番号	事業	事項	期間	限度額	財源			内訳
						国県支出金	地方債	その他	
債務負担行為の変更	補正前	複写機借上料(令和6年度分)		令和7年度から令和11年度まで	基本料金に1枚単価5.5円に枚数を乗じた額を加算した額			限度額に同じ	
	補正後								

議第111号

会 計 名	番 号	事 業 名	事 業 内 容	補 正 額	財 源			内 訳
					国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
土地取得事業計(補正第1号)	1	土地開発基金繰出金	先行取得土地(白山町5丁目地内2筆(298.47㎡)及び市民病院第2駐車場隣接用地(212.23㎡))の一般会計等への売払いに伴う基金への繰出金の増額	22,578			22,578	
		合 計		22,578			22,578	

議第112号

会 計 名	番 号	事 業 名	事 業 内 容	補 正 額	財 源			内 訳
					国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
国民健康保険事業計(補正第3号)	1	職員人件費	人事異動等に伴う人件費の減額	△ 3,386			△ 3,386	
	2	一般被保険者医療給付費分	福祉医療に係る県補助金及び一般会計繰入額の確定等に伴う財源更正		△ 1,168		保険料+繰入金 △834	
		合 計		△ 3,386	△ 1,168		△ 2,218	

(債務負担行為)

項目	番号	事業	事項	期間	限度額	財源			内訳
						国県支出金	地方債	その他	
債務負担行為の変更	補正前	複写機借上料(令和6年度分)		令和7年度から令和11年度まで	基本料金に1枚単価5.5円に枚数を乗じた額を加算した額			限度額に同じ	
	補正後								

議第 113 号

(単位:千円)

会計名	番号	事業名	事業内容	補正額	財源			訳
					国県支出金	地方債	その他	
介護保険事業会計 (補正第2号)	1	職員人件費等	人事異動等に伴う人件費等の増額	1,763		1,763		
合計				1,763		1,763		

(債務負担行為)

(単位:千円)

項目	番号	事業名	事業内容	限度額	財源			訳
					国県支出金	地方債	その他	
債務負担行為の変更	補正前	緊急通報システムセンター装置借上料		3,769	2,178		1,591	
	補正後			4,515	2,609		1,906	

企業会計の主な事業内容

議第 114 号

(単位:千円)

会計名	番号	事業名	事業内容	補正額
下水道事業会計 (補正第1号)	1	営業費用 (汚水処理場費)	下水汚泥について、試験運用として資源化を実施することに伴う汚泥焼却処分負担金の減額(△4,889千円)及び委託料の増額(2,475千円)	△ 2,414
合計				△ 2,414

議第 115 号

(単位:千円)

会計名	番号	事業名	事業内容	補正額
病院事業会計 (補正第1号)	1	病院医業費用 (経費)	市民病院第2駐車場隣接地購入に伴う雑費の増額	2
	2	建設改良費 (建物建設改良費)	市民病院第2駐車場舗装整備に伴う工事費の増額	6,600
	3	建設改良費 (固定資産購入費)	市民病院第2駐車場隣接地購入費の増額	9,254
合計				15,856

財政判断指数の見込み

財政判断指数	償還可能年数 (年)	経費硬直率 (%)	財政調整基金 充足率 (%)	経常収支比率 (%)	実態収支 (千円)
財政判断指数 (補正第5号)	6.4	75.7	26.2	91.9	△ 3,120,000
財政判断指数 (補正第4号)	6.2	74.9	26.4	91.1	△ 3,150,000
財政判断指数 (補正第3号)	6.2	74.9	26.4	91.1	△ 3,160,000
財政判断指数 (補正第2号)	6.4	74.9	22.5	91.1	△ 1,370,000
財政判断指数 (補正第1号)	6.4	74.9	22.5	91.1	△ 1,380,000
財政判断指数 (当初予算)	6.4	74.9	22.5	91.1	△ 1,430,000
財政判断指数(目標値)	7.0	74.0	15.0	90.0	—
財政判断指数(基準値)	10.0	77.0	7.5	93.0	—

議第116号 指定管理者の指定について

次の施設について、指定管理者の指定を行うものとする。

- 1 施設の名称 多治見市旭ヶ丘保育園
- 2 指定管理者の名称等 多治見市幸町7丁目2番地の2
社会福祉法人前畑育英会
理事長 坂崎 義雄
- 3 指定期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで（1年間）

選定結果

候補団体	社会福祉法人前畑育英会	
現在の指定管理者	社会福祉法人前畑育英会	
評価		
評価項目	配点	得点
1. 提案書全体について	20	20
2. 業務内容について	70	69
3. その他（関係機関との連携）	10	9
評価合計点	100	98
	最低基準点 60点	
非公募理由	<p>次の理由により非公募とした（多治見市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成16年規則第62号）第2条第3項第7号に該当）。</p> <p>（1）次期の指定の期間が2年未満の場合で、引き続き同一の指定管理者を指定することにより、施設管理の継続性及び指定に係る事務の効率化が図られると認められるため。</p> <p>（2）現在の指定管理者の管理状況が極めて良好である。</p> <p>R 2年度評価 90点・極めて良好 R 3年度評価 90点・極めて良好 R 4年度評価 91点・極めて良好 R 5年度評価 92点・極めて良好</p>	
指定管理料	毎年度国が定める公定価格（基本分単価にその月の在籍児童数を乗じた額に人件費や管理費に対する加算分を加えた額）に市が定める特別保育に係る補助金相当額を合算した額	
債務負担額	毎年度国が定める公定価格（基本分単価にその月の在籍児童数を乗じた額に人件費や管理費に対する加算分を加えた額）に市が定める特別保育に係る補助金相当額を合算した額	

議第117号 東濃西部広域行政事務組合の財産処分に関する協議について

- (1) 令和3年3月23日議第35号で議決された東濃西部広域行政事務組合規約の変更において、組合で共同処理する事務のうち、看護専門学校の建設、管理及び運営に関する事務を削除することとしたところ。
- (2) これを受け、看護専門学校の建物及び当該建物で管理する財産は、令和7年4月1日から土岐市に帰属させるものとする。